みんなでつくる 元気なまち りっとう

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画 第3版

令和7年度~令和11年度(5年間)



栗東市

令和7年4月

目次

1.行動計画策定の趣旨	1
2.行動計画の考え方	2
(1)行動計画の目的	2
(2) 行動計画の位置づけ	2
(3) 行動計画の期間	2
3.市民参画と協働によるまちづくりの考え方	3
(1)目的	3
(2)基本原則	3
(3) 各主体の役割	4
(4) 市民参画と協働の形態	6
4.栗東市の現状	8
5.前回行動計画の成果と課題	9
(1)成果と課題	10
(2) 成果指標の達成度	18
(3) その他の指標	19
(4)市民参画と協働によるまちづくりに関するアンケート・ヒアリング調査	19
6.今回行動計画の方向性	20
(1)基本方針	20
(2)施策の展開	21
(3) 成果指標と参考指標	28
(4)進行管理	29
(5)今回行動計画の施策一覧	30
7.資料編	32
(1)栗東市市民参画等推進委員会活動記録	32
(2)栗東市市民参画等推進委員会委員名	32
(3) 市民団体へのヒアリング結果	33
(4) 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 (全文)	35
(5) 用語説明	39

(「※」のついた用語は、巻末ページに用語の説明を掲載しています。)

1.行動計画策定の趣旨

本市では、市民主役、市民主導のまちづくり*実現のため、平成21年に「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を制定し、パブリックコメント*制度や市長への手紙、市長のこんにちはトーク等により、市民参画の事業を進めました。また、条例に基づく協働事業提案制度や、市職員の研修等を実施しました。

条例のさらなる具現化を目指し、平成27年3月に「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画(第1版:平成27年度~平成31年度)」を策定し、令和2年3月に「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画(第2版:令和2年度~令和6年度)」(以下、「前回行動計画」という。)として同計画を改定しました。

これら行動計画の策定や進行管理においては、条例に基づき、公募市民、市民公益活動団体*、地域コミュニティ団体*、学識経験者で構成する「栗東市市民参画等推進委員会」を設置し、公開の場で開催しています。なお、これまでの委員会の活動内容は栗東市ホームページで公開しています。

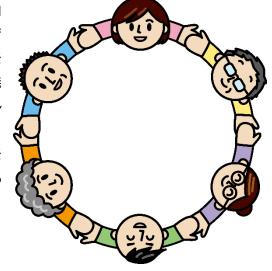
この計画を基に、市民活動が活発に行われ、様々な協働によるまちづくりが進んでいる元気で活力のあるまちの実現を目指し、「環境づくり」「担い手づくり」「情報の発信・共有」「市政への参画」と4つの方向性を示し、施策や取組を進めてきました。

一方で、本市を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う地域活動の担い手の減少やライフスタイルの変化、市民ニーズの多様化等大きく変化しています。また、前回行動計画期間中は、コロナ禍*で市民活動が大幅に制限されました。

令和7年度より、本市の最上位計画である「第六次栗東市総合計画(後期計画)」とともに、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画(第3版:令和7年度~令

和11年度)(以下、「今回行動計画」という。)」 がスタートします。「第六次栗東市総合計画」では、「市民主体、市民協働によるまちづくり」を 基本理念の1つに掲げ、「効率的で、創造的、発 展的なまちづくりを市民の力で進める」と示しています。

今後も、市民参画と協働によるまちづくりを 基本に、行動計画にもとづき市民が主体となる まちづくりを進めていきます。



2. 行動計画の考え方

(1) 行動計画の目的

今回行動計画は、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」の具現化を目指 し、この条例の実効性を高めるための仕組みや施策を定め、市民参画と協働によるまちづ くりを総合的・計画的に進めることを目的としています。

(2) 行動計画の位置づけ

今回行動計画は、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を踏まえた基本理 念を掲げる「第六次栗東市総合計画(後期計画)」に沿って、各分野の計画とともに推進す るものです。

栗東市市民参画と協働による まちづくり推進条例

第六次栗東市総合計画(後期計画) ~市民主体、市民協働によるまちづくり~



栗東市市民参画と協働によるまちづくり 推進条例行動計画(第3版) ~みんなでつくる 元気なまち りっとう~



分野別計画 第九次栗東市行政改革大綱 など

(3) 行動計画の期間

今回行動計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、市民参画等推進委員会における検証や社会情勢の変化など必要に応じ、適宜見直します。

3.市民参画と協働によるまちづくりの考え方

(1) 目的

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例において、その目的を次のように定めています。

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第1条)

栗東市における市民参画と協働によるまちづくりを推進するための基本的なルールや仕組みを定め、市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民*と市*及び市民同士が対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解しあうことを通じて、豊かで活力に満ちた、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的としています。

(2) 基本原則

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例において、参画と協働の基本原則を次のように定めています。

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第3条) 本市における参画*及び協働*は、次に掲げる基本原則に基づいて行います。

- ① 市民は誰でも市政に参画できること。
- ② 市民と市はお互いの立場及び特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働のまちづくりを行うこと。
- ③ 市民と市は参画及び協働の推進にあたって、それぞれが有する情報を共有すること。



(3) 各主体の役割

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例において、市民や市、活動団体などの 役割を次のように定めています。

① 市民の権利と役割

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第4条)

- 市民は、自治運営の主体であり、自治運営に参加する権利があります。
- ・市民は地域社会の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってま ちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動します。
- ・市民は、参画及び協働にあたっては、全体の利益を考慮し、自らの意見と 行動に責任を持ちます。

市民とは、

- ①市内に住所を有する人
- ②市内に通学し、又は通勤する人
- ③市内において事業、又は活動を行う人
- ④市内において事業を営む事業者及び事業所 をいいます。



② 市の役割

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第5条)

・市は、市民の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民の 参画及び協働の機会の確保とともに、情報の提供に努めなければなりませ ん。

市とは、市長その他の執行機関をいいます。



③ 市民公益活動団体の役割

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第6条)

・市民公益活動団体は、自己の責任のもとに、それぞれの市民公益活動*の推進に努めます。

市民公益活動団体とは、自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動を行う団体をいいます。



④ 地域コミュニティ団体の役割

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第7条)

・地域コミュニティ団体は、それぞれの地域が目指す地域社会の形成に向けて、身近な課題の解決等自主的な活動を推進し、住みよい地域づくりに努めます。

地域コミュニティ団体とは、自治会*および地域振興協議会* のような市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活を 送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。



⑤ 事業者※の役割

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第8条)

・事業者は、自らの責任と役割を自覚し、地域社会の一員として、社会貢献意識を持ちながら、市民参画と協働によるまちづくりについて理解を深め、多分野にわたる専門的な資源を活かし、自発的に市民参画と協働によるまちづくりの推進に協力するよう努めます。

事業者とは、市内で事業を営む事業者及び事業所をいいます。



(4) 市民参画と協働の形態

① 補助・助成

広く市民やまちのためになる活動を対象に、補助や助成を行っています。

具体例 元気創造まちづくり事業未来へつなぐ市民活動応援事業協働事業提案制度地域振興協議会活動支援事業補助金自治会活動交付金



(令和6年度) 元気創造まちづくり事業公開プレゼンテーション

② 共催

市民と市がともに主催者となって一つの事業を行っています。

具体例 栗東駅前イルミネーション「きらり☆栗東」馬に親しむ日耐寒アベック登山大会くりちゃんファミリーマラソン



(令和5年度) 耐寒アベック登山大会

③ 企画立案への参画

市の企画立案に市民が参加して、意見や提案を政策に反映させています。

具体例 栗東市市民参画等推進委員会 パブリックコメント



④ 意見交換会・聴取

市民同士や市民と議会または市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、共有する場を設けています。

具体例 市長のこんにちはトーク 学区別自治連合会と市との懇談会

⑤ 委託•指定管理

委託では、市が責任を持って担う事業を、地域や事業者等の特性を活かして、より効果的に行っています。指定管理では、地域や事業者の特性を活かして公共施設の管理運営を行っています。

委託の具体例 広報りっとう等の音訳・点訳

指定管理の具体例 栗東芸術文化会館「さきら」、こんぜの里バンガロー村



栗東音訳グループ たんぽぽ



ダビングボランティア さくら



点訳グループ つくし



4. 栗東市の現状

人口動向

本市の人口は、今後減少局面に向かうことが予想されています。

人口構成も、年少人口(O~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)が減少する一方、老年人口(65歳以上)が総人口の3割程度を占めることが予想されます。

高齢化の進行により、税収の減少や社会保障費の増加など、行政サービスの維持困難や様々な分野における担い手不足などがより深刻になるおそれがあります。

今後さらに増大する地域課題に対応するため、これまで以上に行政と地域・市民が恊働し 支えあうしくみの充実が求められています。

栗東市将来推計人口(年齢3区分)



(単位:人)

※R2 は実績値、R12 年以降は推計値。

実績値は国勢調査公表値、社人研の公表データ(令和5(2023)年度推計)。

5.前回行動計画の成果と課題

前回行動計画では、めざす姿を「ともに力を合わせてすすめる 安心で元気な まちづくり」とし、4つの基本目標のもとに活動を行いました。また、その活動の成果指標として3つの指標を定めました。

(前回行動計画の詳細は、栗東市ホームページで公開しています。)

めざす姿

ともに力を合わせてすすめる 安心で元気な まちづくり

基本目標

基本目標	推進内容
【環境づくり】	中間支援組織の育成・支援及び組織の充実
多様な主体とのネットワークが 構築され、誰もがまちづくりに	市民活動支援と市民提案制度の活用促進
参加できる環境が整っている。	大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用
【担い手づくり】 自分が住む地域を良くしたいと	まちづくりに主体的に関わる人づくり
考え、地域ニーズや課題解決に	まちづくり活動の担い手づくり
対応し、取り組むことができる 市民が増えている。	協働によるまちづくりに取り組む職員の育成
【情報の発信・共有】 行政情報やまちづくりに必要な	多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信
情報をみんなで共有することで、	市民(市民活動公益団体)が交流できる場や機会の充実
協力・連携し、市民参画や 協働に活かされている。	市民(市民活動公益団体)が情報発信・共有できる機会の充実
【市政への参画】 市民が政策の形成や実施、評価	広聴制度の充実
などに参画し、市民ニーズに 対応したまちづくりができている。	市政への市民参画機会の推進

成果指標

成果指標	スタート値 (平成 30 年度)	目標値 (令和5年度)
【指標1】協働によるまちづくりが進められていると思 う市民の割合	40.8%	47.0%
【指標2】自治会などの地域活動による住民自治のまち づくりが推進されていると思う市民の割合	62.6%	70.0%
【指標3】協働による社会貢献活動を実施したいと思う 事業所の割合	72.9%	75.0%

(1) 成果と課題

①環境づくり

『中間支援組織*の育成・支援及び組織体制の充実』

- 活動団体へのニーズ調査
- ボラセン、コミセン等との定期的な協議による市とのつながり強化
- ・多様な領域の中間支援組織をつなぐ総合的な支援体制の構築
- NPO 法人化への自立や法的課題の対策等における専門的相談支援の検討

成果 • ボランティア市民活動センター*と定期的な意見交換やコミュニティセンター*との情報交換会などを実施。

登録ボランティア団体や個人の活動について、ボランティア市民活動センターと協議および情報の共有。

課題・中間支援組織の体制充実に向けたボランティア市民活動センターやコミュニティセンターの更なる有効活用が必要。

• 市民活動支援制度の認知不足解消のため、中間支援組織による制度の周知 • 促進が必要。



(令和6年度) みてよ きいてよ たのしむボランティア交流会



(令和6年度) 栗東駅前イルミネーション「きらり☆栗東」

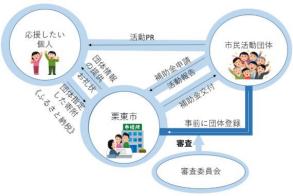
『市民活動支援と市民提案制度の活用促進』

- ・元気創造まちづくり事業の実施
- ・ 地域振興協議会活動支援事業補助(地振協コース終了後の支援)
- ・協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度の在り方の検討

|成果・令和2年度に、ふるさと納税を活用した 「未来へつなぐ市民活動応援事業」を創設。

• 令和5年度に、協働事業提案制度の連携支援 型を開始。

- 課題・市民活動支援制度の内容が分かりにくいとの 意見をいただいており、制度内容をより分かり やすいものに見直しが必要。
 - 協働事業提案制度の申請団体が少ないため、 制度の周知・促進が必要。



未来へつなぐ市民活動応援事業の創設

『大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』

- 地域と協働する企業の育成
- 自治会 地域振興協議会との連携強化
- 大学包括協定などを通じた連携や取り組みの推進
- 民間事業者との協働による馬事業の実施
- 事業者との協力連携による災害時応急復旧体制の充実

成果

締結年・締結相手方	主な取組
平成 29 年度より継続取組	「まちづくり論」に職員が参加し協働の知見を持つ職員
龍谷大学	の育成プログラムを軸として、連携を継続。
令和3年度	店舗等への市の情報コーナー設置および認知症サポータ
株式会社セブン-イレブン・	ー養成講座を通じ高齢者の見守りについて取り組み。
ジャパン、栗東市内郵便局	
令和4年度	講師派遣制度の活用や、あいおいニッセイ同和損害保険株
あいおいニッセイ同和損害	式会社の社内報へ栗東市の魅力 PR 記事を掲載。
保険株式会社	
令和4年~令和6年度	「運動」、「熱中症」、「食育」をテーマに各年度標語コンテ
大塚製薬株式会社	ストを協働開催。

上記の他、災害対応の協定について前回行動計画期間中新たに12件締結。

(令和6年10月末時点)

課題・地域コミュニティ活性化のため、自治会や地域振興協議会などとの連携強化が必要。

② 担い手づくり

『まちづくりに主体的に関わる人づくり』

- ・ 元気創造まちづくり事業の実施(再掲)
- 各種市民講座の充実
- 市ホームページ生涯学習講座を活用した学習機会のきっかけづくり
- ・ 自治会加入の促進
- ・ボランティアへのポイント制度の活用促進
- 成果・栗東100歳大学で講座を開催。卒業生は学びを活かして仲間と繋がりながら、それ ぞれが社会参加活動(就労、ボランティア活動、学び、趣味活動)を実施。
 - ・令和2年に「りっとう空き家バンクサポーター制度」を策定し、令和3年度より活動を開始。
 - •「ひとり親家庭福祉推進員事業」による、地域の支援体制の充実。
- 課題・市民や市民活動団体同士の交流の場が少ないことから、多くの市民が主体的に関われる機会や場の提供や、活動を活性化させる研修の実施が必要。
 - 自治会加入率の減少による地域との繋がりの希薄化を解消するため、自治会の重要性を明確化し周知する必要がある。

(自治会加入率: H27 年度 93.62% → R6 年度 90.06%)



(令和6年度) 栗東 100 歳大学



栗東 100 歳大学卒業生の社会貢献活動風景

『まちづくり活動の担い手づくり』

- ボランティア観光ガイドや福祉人材の育成および活動支援
- 市民による国際交流の実践
- ・生涯学習活動団体・人材バンクの充実・活用促進
- 大学包括協定などを通じた連携や取り組みの推進(再掲)
- ・ 地域活動のリーダー育成
- ・市民参画と協働による市民学習会の開催
- 元気創造まちづくり事業実施団体との連携による担い手との協働

成果・毎年、市民活動に役立つテーマで市民学習会を実施。

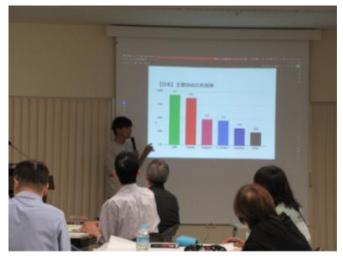
•「手原 SL 同好会」が結成、「元気創造まちづくり事業」と「未来へつなぐ市民活動応援事業」を活用。

市民参画と協働によるまちづくり市民学習会 開催実績

実施年度	講座内容	参加人数
R2年度	はじめての寄附募集	15人
NZ升度	~寄附を集める意味、寄附者へのアプローチ、クラウドファンディング~	157
8.3年度 継続的な寄附へのつなげ方		9人
R3年度	~寄附を集める意味、寄附者へのアプローチ、寄附者への活動報告~	
R4年度	度 SNS*を活用した広報に必要な考え方&ポイント	
R5年度	学べる・チャレンジできるクラウドファンディング講座	18人
DG年度	市民活動のための SNS 活用入門講座	151
R6年度	~SNS を使った情報発信の方法、効果的なコツを学べる2時間~	15人

課題・団体メンバーの高齢化や多様な活動の実施のため、新たな市民活動の担い手やリーダーの育成が必要。

・ 少子高齢化などにより自治会等役員のなり手不足を解消するため、負担軽減を含めた 自治会の在り方を検討する必要がある。



(令和6年度)市民参画と協働によるまちづくり市民学習会

『協働によるまちづくりに取り組む職員の育成』

- ・協働推進に係る市の組織内での共有
- ・市職員の理解促進とスキルアップを図る研修の実施
- ・ファシリテーター**等の養成と意見の汲み取りスキルの向上

成果・毎年、職員を対象に協働をテーマにした研修を実施。

協働によるまちづくり職員研修(職階別) 開催実績

年度	講座内容	参加人数(対象職員)
R2年度	 協働のまちづくりの考え方と技術	66/75人
口乙十反	励割のようフトりの与えりと技順	(係長・主幹級職員)
R3年度	協働の意義と自治体職員の役割を考える	56/80人
りの牛皮	励割の急我と日心体戦長の反引を与える	(主事・主事補級職員)
R4年度	意見交換から考える、協働推進に向けた	68/83人
N44度	自治体職員による取り組み	(主事・主事補級職員)
R5年度	協働によるまちづくりをどのように推進するか?	42/81人
り一方	(座学)	(係長級職員)
R6年度	協働によるまちづくりをどのように推進するか?	49/87人
ロリサラ	(グループワーク)	(係長級職員)

課題・市職員のさらなる意識向上のため、コーディネーター*の役割を担える職員の育成が必要。

・職員研修の出席率が低いため、出席率を向上する働きかけが必要。



(令和6年度)協働によるまちづくり職員研修

③ 情報の発信・共有

『多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信』

- まちづくり通信を活用した事例紹介
- ・広報紙やホームページ、SNS など多様な媒体の特性を活かした情報発信の充実
- 様々なイベントの機会を活用した効果的な情報発信
- 成果・市民記者「りっとうミツケーター」の養成講座やフォローアップ講座、SNS 講座を 開催。
 - ・市公式 SNS での情報発信。
 - •「市民参画と協働によるまちづくり通信」による情報発信。

市民参画と協働によるまちづくり通信 発行実績

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
発行回数	30	20	20	30	2回(12月末時点)

※紙面、HP、Facebook により発信。

課題・情報発信の多くが紙面によるものであるため、様々な方法を活用したわかりやすい情 報の発信が必要。

• 地域に密着した情報の発信手段拡充に向けた働きかけが必要。

『市民(市民公益活動団体)が交流できる場や機会の充実』

- ・元気創造まちづくり事業成果報告会の開催
- ・市民活動サポート講座における意見交換の機会創出

|成果|・市民活動支援制度の成果報告会やプレゼン発表等のサポート講座を毎年開催し、参加者同士の交流や意見交換の機会を創出。

元気創造まちづくり事業成果報告会 開催実績

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
参加団体数	3団体	9団体	7団体	6団体	7団体(予定)

課題・市民が交流できる場が少ないことから、市民講座などを通じて市民が交流できる場 や機会のさらなる創出が必要。

・講座の参加者の多くが市民活動団体であるため、市民活動団体以外(一般参加者) への講座活用の促進が必要。



市民参画と協働によるまちづくり通信



(令和5年度) 元気創造まちづくり事業成果報告会

『市民(市民公益活動団体)が情報発信・共有できる機会の充実』

- 市民活動情報コーナーなどでの、市民公益活動団体等の活動内容の情報発信・共有
- ・ 市民による情報発信
- ・ 必要な情報が集まり共有できるプラットフォーム*の検討
- 成果・市民活動情報センターや各コミュニティセンター、「うますぎる栗東」などで 市民活動内容に関する情報発信を支援。
 - 市ホームページを活用したコミュニティセンターの情報発信。
- 課題・市民が情報発信できる場が少ないため、情報発信や共有ができる機会の拡充。
 - 新たな情報発信の機会創出が必要。
 - ・市民活動情報コーナーの情報が市から発信しているものが多いため、市民活動団体の掲示物の掲示促進が必要。

④ 市政への参画

『広聴制度の充実』

- 市民が意見を出しやすい意見聴取の方法や、ともに理解を図る場の検討
- 市民と市の懇談会の場の充実
- パブリックコメントや市民説明会など意見募集機会の充実
- 市民から提案された意見の共有、精査、計画への反映

成果・「市長への手紙」「市長のこんにちはトーク」「まちづくり出前トーク」「学区別自治連 合会での市政報告および懇談会」「パブリックコメント」を実施。

市民参画の実績

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (11 月末時点)
市長への手紙	266 通	222通	369 通	228通	148通
市長のこんにちはトーク	1 🗆	1 🗆	40	30	20
まちづくり出前トーク	18 🗆	15 🗆	44 🗆	69 🗆	48 🛽
市長と気軽にまちづくり座談会		40			廃止
学区別自治連合会と 市との懇談会	9学区	中止*	7学区	9 学区	9学区 (予定)

^{*} 新型コロナウイルス感染拡大防止のため

パブリックコメントの実績

実施年度	計画件数	意見件数	主な計画
R2年度	11件	28件	第四次栗東市都市計画マスタープラン
NZ+皮	1 1 +	2011	栗東市企業立地推進計画
D2年度	7 JH	4 O#	第二次栗東市人権擁護計画
R3年度 7件 40件		4011	栗東市農業振興基本計画
D.4.年度	R4年度 6件 6件		栗東市個人情報保護法施行条例の制定方針
八44段			第4期栗東市地域福祉計画
D.S.在庇	1 0 //#	7#	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
R5年度 10件 7件		<i>l</i> 1 +	栗東市環境基本計画行動計画
R6年度	5件	6件	栗東市地域公共交通計画
(11月末時点)) 11	01+	栗東市デジタル田園都市総合戦略(第3期総合戦略)

課題・市民への広聴制度の周知と市民の参加への取り組みが必要。

・意見件数の少ない計画等があるため、パブリックコメント実施の周知・促進が必要。

『市政への市民参画機会の推進』

- ・計画や施策の策定における早い段階からの市民参画とその結果についての説明責任
- ・審議会等への市民参画の促進
- ・市民懇談会の開催等による市民意見の反映
- 市民の意見を把握・反映するためのワークショップの実施
- 成果・各分野における計画策定や改訂、審議会、アンケート等を実施。
- 課題・市民への参画制度の周知と市民の参加への取り組みが必要。
 - 市民の意見をより広く把握・反映するための場や機会の創出が必要。



(令和6年度) 市長のこんにちはトーク

(2) 成果指標の達成度

市民参画と協働によるまちづくりが進んでいるか客観的に把握するための成果指標を定め、各推進項目の評価・検証を行っています。

計画期間の大半が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で 大幅に市民活動が制限されました。また、活動への機運の後 退の傾向がみられました。

その中で工夫して取組みを継続された事例もありました が、成果指標全てにおいて計画未達成となっています。



成果指標

協働によるまちづくりが進められていると思う市民の割合

スタート値 40.8% (平成 30 年度) 目標値 47.0% (令和 5 年度) 実績値 30.3% (令和 5 年度)

成果指標 2

自治会などの地域活動による住民自治のまちづくりが推進 されていると思う市民の割合



成果指標

1.2

第六次栗東市総合計画の市民アンケート調査より(令和5年11月15~30日実施) 18歳以上の市民から無作為に2,000人を選び、調査票を郵送により配布・回収配布数2,000件 回収数618件 回収率30.9%

成果指標

協働による社会貢献活動を実施したいと思う事業所の割合



成果指標

3

市民参画と協働によるまちづくりに関する事業所アンケート調査より (令和5年7~9月実施)

市内の事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置事業所に調査票を手渡し依頼し、郵送により回収 RIA 100 2 to RIVE 100 2

配布数 261 社 回収数 130 社 回収率 49.8%

(3) その他の指標

市民公益活動団体数

市内の主な市民公益活動団体数	H26 年度	H30 年度	R5年度
元気創造まちづくり事業実施団体数(累計)	30 団体	37 団体	59 団体
協働事業提案制度提案団体数(累計)	9 団体	10 団体	10 団体
ボランティア登録団体数	72 団体	82 団体	85 団体
NPO 法人数	9法人	15 法人	14 法人

意識調査

質問項目	H26 年度	H30 年度	R5年度
自治会等の地域活動によるまちづくりが進ん でいると感じる市民の割合	61.1%	62.6%	57.3%
市政への市民参画や市民と行政との協働が進 んでいると感じる市民の割合	39.0%	40.8%	30.3%
社会貢献活動に取り組んでいる事業所の割合	99.0%	89.8%	95.0%

活動実績団体数の推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
元気創造まちづくり事業	5団体	7団体	5団体	2団体	1 団体
地域振興協議会活動支援事業補助	3 団体	3 団体	4 団体	5 団体	5 団体
未来へつなぐ市民活動応援事業	_	3 団体	3団体	4団体	5団体
協働事業提案制度	_	_	_	_	1 団体

(4) 市民参画と協働によるまちづくりに関するアンケート・ヒアリング調査

前回計画の各推進項目の進行管理や、今回行動計画の策定を目的として、アンケート調査およびヒアリング調査を実施しました。すべてのアンケート調査結果は、栗東市ホームページで公開しています。また、ヒアリング調査は「7. 資料編」に掲載しております。

6.今回行動計画の方向性

(1)基本方針

めざす姿

市民活動が活発に行われ、 様々な協働によるまちづくりが進んでいる元気で活力のあるまち

スローガン

みんなでつくる 元気なまち りっとう

めざす姿・スローガンを実践していくため、前回行動計画の基本目標に「市の推進体制」を追加し、5つの基本目標を設定しました。

(今回行動計画は栗東市ホームページでも公開しております。)

基本目標

基本目標	推進内容
	持続可能な自治会・地域振興協議会の活動に向けての取り組み
【環境づくり】	中間支援組織の育成・支援及び組織の充実
多様な主体とのネットワークが	市民活動支援と市民提案制度の活用促進
構築され、誰もがまちづくりに 参加しやすい環境が整っている。	企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用
	市民や事業者のシビックプライド*(市に対する市民の誇り)の 醸成
【担い手づくり】	まちづくりに主体的に関わる人づくり
自分が住む地域を良くしたいと	まちづくり活動の担い手づくり
考え、地域課題に取り組むことが	協働によるまちづくりに取り組む職員の育成
できる市民が増えている。	コーディネーターの役割を担える職員の配置や育成
 【情報の発信・共有】	多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信
行政情報やまちづくりに必要な	市民(市民公益活動団体)が交流できる場や機会の充実
──情報を広く発信・共有できている。 	市民(市民公益活動団体)が情報発信・共有できる機会の充実
【市政への参画】 市民が政策の形成や実施、評価	広聴制度の充実
などに参画し、市民ニーズに対応 したまちづくりができている。	市政への市民参画機会の推進
【市の推進体制】 全ての職員が協働に求められる	市民団体への伴走支援体制の確立
スキルを身につけ、伴走支援と 組織横断的な協働を実践できている。	組織横断的な支援体制の確立

(2) 施策の展開

① 環境づくり

『持続可能な自治会・地域振興協議会の活動に向けての取り組み』

- 自治会及び地域振興協議会のあり方の検討
- 自治会及び地域振興協議会に関する課題の洗い出しと整理
- 自治会及び地域振興協議会の活動促進、自助・共助・公助の役割の共有
- 市と自治会、地域振興協議会のつながり強化、災害時に助け合える環境づくり
- 自治会への加入促進、加入率の向上
- 自治会及び地域振興協議会活動活性化のための支援
- 市が自治会へ依頼している事業等の見直し
- ホームページや SNS の活用による回覧文書等の負担軽減

近年、自治会の消滅や加入率が減少傾向にあり、全国的な問題となっています。本市も自治会の消滅こそありませんが、過去10年のピーク時の平成27年度に93.6%あった加入率は、令和6年度には90.6%になり、減少傾向が顕在化しています。また、地域振興協議会を脱退する自治会もあります。

加入率減少の原因として、少子高齢化や人々の価値観の多様化による個人意識の高まりとともに、地域コミュニティに対する希薄化が加速していることがあげられます。

また、「役員をやりたくない」「入るメリットが感じられない」と思う人が増えていること も、加入率減少に拍車をかけています。

加入率減少の主な理由として、役員の負担が大きい(様々なあて職への対応、行事への動員、市等が発行する回覧文書等の処理等)こと、自治会及び地域振興協議会の必要性が十分に周知されていないことがあげられます。

これらの課題の解決策として、市役所各部署等からの協力依頼(委員選出、配付・回覧・掲示、書類提出、講座や来賓出席、募金など)や自治連合会に委嘱を依頼する委員数の見直しを継続して行っていきます。また、回覧等については、市ホームページの活用等により紙ベースでの回覧への負担軽減を図っていきます。

さらに、各自治会や地域振興協議会においては、SNSの活用により、紙ベースで行っていた回覧・通知・掲示等のデジタル化および先進事例の紹介などにより省力化を促します。

これからは、自治会や地域振興協議会が地域社会の変化や住民のニーズに合わせた運営 や活動に変えていくこと、自治会及び地域振興協議会の必要性を更に周知をしていくこと 及び行政からの依頼事項の負担を減らすことが必要となります。

持続可能な自治会及び地域振興協議会の活動にむけ、よりよい自治会活動、地域振興協議会となるよう、行政と地域とがともに取り組んでいきます。

『中間支援組織の育成・支援及び組織体制の充実』

- ・活動団体へのニーズ調査
- ボラセン、コミセン等との定期的な協議による市とのつながり強化
- 中間支援組織が多様な領域をつなぐ体制の構築

ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターなどについて中間支援組織としての機能の充実を図ります。多様な地域や活動主体が連携、協働していけるよう、コーディネート機能を有する中間支援組織の体制とネットワークづくりに取り組みます。

『市民活動支援と市民提案制度の活用促進』

- ・元気創造まちづくり事業の実施
- 地域振興協議会活動支援事業補助
- ・協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度の在り方の検討

事業実施後の協働事業の展望の検証および制度の在り方について見直しを行い、市民と市が共に活用しやすい制度に改善します。また、協働事業提案制度の活性化を図るため、市民からの意見聴取を行い制度の在り方を検討します。

『企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』

- ・ 地域と協働する企業の育成
- 自治会・地域振興協議会との連携強化
- 民間事業者との協働による事業の実施
- 事業者との協力連携による災害時応急復旧体制の充実

市民(地域コミュニティ団体・市民公益活動団体)との積極的な対話により、課題やニーズを把握し連携します。市民と市にとってよりよい効果を期待できるか見極めながら、企業等の多様な主体と連携することで、ネットワークを活用したパートナーシップのまちづくりを展開していきます。

『市民や事業者のシビックプライド(市に対する市民の誇り)の醸成』

- 地域の魅力を外部に発信
- 市民が自らのアイデアや活動を実現できる環境の整備
- 市民参加型のイベントやプロジェクトを支援するための枠組みの構築
- イベントなどを通じて、地域の魅力を再発見し、抱えている課題の解決策を提案
- 自治会や地域振興協議会の活動を促進し、住み続けたいと思えるまちづくりの実施

市民や事業者にシビックプライドを育むことは、地域社会の活性化や魅力の向上に寄与し、住民の協力を促進します。シビックプライドを醸成するため、地域の魅力を外部に積極的に発信し、市民が自分たちのアイデアや活動を実現できる環境を整備していきます。

② 担い手づくり

『まちづくりに主体的に関わる人づくり』

- ・元気創造まちづくり事業の実施(再掲)
- 各種市民講座や市民大学の充実と活性
- ・ 生涯学習講座を活用した学習機会のきっかけづくり
- ・ 自治会加入の促進
- ボランティアへのポイント制度の活用促進

各種テーマ・目的に応じた市民講座を開催するとともに、体系的に示すことで講座への参加を促します。また、元気創造まちづくり事業や地域活動を通して、市民活動への理解を深めるとともに、まちづくりにおける市民の当事者意識を醸成します。その他、ボランティアポイント制度の活用促進など、やりがいを感じられる事業を実施することで、まちづくりに参加するきっかけをつくります。

『まちづくり活動の担い手づくり』

- ・ボランティア観光ガイドや福祉人材の育成および活動支援
- 市民による国際交流の実践
- ・ 地域活動のリーダー育成
- 市民参画と協働による市民学習会の開催
- 元気創造まちづくり事業実施団体との連携による担い手との協働

学習会等の充実により担い手の発掘や人材育成に取り組みます。また、知識や技能を有する人材を登録し協働する市民人材バンクについて、所属部署間の情報共有を図り、横断的に登録し、協働を促進できる仕組みづくりを行います。

『協働によるまちづくりに取り組む職員の育成』

- ・協働推進にかかる市の組織内での情報共有
- ・市職員の理解促進とスキルアップを図る職員研修の実施
- ・ファシリテーター等の養成と意見の汲み取りスキルの向上

様々な事業が協働により実施されるよう、所属部署間で協働に関する情報を共有し、全 庁的な事業連携を促進します。また、職員の市民参画と協働への理解と実践に向けて、市 民参画と協働の視点を持ち業務に取り組む職員を育成します。職員の協働の意識を向上 させ、親切丁寧なアドバイスを行っていきます。

『コーディネーターの役割を担える職員の配置や育成』

- 元気創造まちづくり事業サポート講座の実施
- ・ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターとの定期的な協議を実施

ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターなどの中間支援を担う組織の 充実や市民活動の活性化を目指します。市では研修などを実施し地域における課題の解 決や協働を促進する職員を育成していきます。



③ 情報の発信・共有

『多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信』

- ・広報紙やホームページ、SNS など多様な媒体の特性を活かした情報発信の充実
- デジタルを活用した情報発信等をテーマにした市民学習会の開催
- 様々なイベントの機会を活用した効果的な情報発信
- まちづくり通信を活用した事例紹介

市民(地域コミュニティ団体・市民公益活動団体)やボランティアに関する情報や活動内容、地域イベント情報など、まちづくりに関する情報を、市広報紙やホームページ、SNS など多様な媒体を使い効果的に発信します。情報を発信するときは、分かりやすい表現や見やすいレイアウトに努め、市民が活用・共有しやすいよう工夫します。また各課の情報発信を積極的に行っていきます。

『市民(市民公益活動団体)が交流できる場や機会の充実』

- 元気創造まちづくり事業成果報告会の開催
- 市民活動サポート講座における意見交換の機会創出

市民や市民公益活動団体が、地域課題や活動内容を共有するためのネットワークを構築することで、お互いに協力し、助け合うことのできる関係づくりにつなげます。

『市民(市民公益活動団体)が情報発信・共有できる機会の充実』

- 様々な方法を活用した市民公益活動団体等の活動内容の情報発信・共有
- ・市民による情報発信

市民(地域コミュニティ団体・市民公益活動団体)がイベントや講座案内など、市民活動に関する情報を発信し、共有できるよう、市民活動情報コーナーや市公式 SNS の積極的な活用を促します。また、市民(市民公益活動団体)の活動に役立つ講座や補助金・助成金に関する情報収集、発信、市公式 SNS への投稿など、市民が主体的に情報発信できる機会を充実させます。

④ 市政への参画

『広聴制度の充実』

- 市民が意見を出しやすい意見聴取の方法や、共に理解を図る場の検討
- 市民と市の懇談会の場の充実
- ・市民から提案された意見の共有、精査、計画への反映

市政に対する意見や提案を広く聴くことを目的に、「市長への手紙」や「市長のこんにちはトーク」などに取り組んでいますが、より一層市民が市政に参加しやすく、意見を出しやすい環境をつくるために、市民ニーズを踏まえた広聴制度の充実に取り組み、広く市政への参画を呼びかけます。また、市民と市が懇談する機会として「学区別自治連合会での市政報告および懇談会」などを実施していますが、ワークショップの開催の検討など、さらなる充実に努めます。市民の意見や提案を各課で共有し、市政に取り入れ、よりよいまちづくりにつなげます。

『市政への市民参画機会の推進』

- 計画や施策の策定における早い段階からの市民参画とその結果についての説明責任
- 審議会等への市民参画の促進
- パブリックコメントなどの意見募集機会の充実

市政や市民の声を反映するため、パブリックコメントや審議会への参加などの周知に 努め、市民の参画を進めます。



※令和6年12月現在

現在の位置 <u>ホーム</u> > <u>市政</u> > <u>市へのご意見</u> > パブリックコメント

パブリックコメント

■ 栗東市パブリックコメント制度について

現在実施・実施予定のパブリックコメント・結果のお知らせ

栗東市 パブコメ



⑤ 市の推進体制

『活動団体への伴走支援体制の確立』

- ふるさと納税寄附金集めのノウハウ共有会の実施
- 市民の意見を把握、反映するためのワークショップの実施

活発な市民活動には、市民のみならず市が積極的に関与し共に行動していくことが重要です。研修などを通じた協働の意識やスキル向上、ワークショップ実施による活動団体のニーズ把握など、活動団体への伴走支援を行っていきます。また、市民活動支援制度の見直しも必要に応じ検討し、利用の促進を図っていきます。

『組織横断的な支援体制の確立』

- ・協働によるまちづくり職員研修の実施
- ・協働事業提案制度の実施
- ・自治会や地域振興協議会の活発な活動を支援

市では所属部署間の情報共有を図り、各課と連携し事業を促進します。全ての職員が協働の意識を持ち、組織横断的な協働を目指します。また、地域コミュニティ活動の重要性、必要性を認識してもらえるよう、自治会や地域振興協議会の活動を周知・支援します。各推進施策の進捗管理を行い、掲げた成果指標の達成を目指します。



(3) 成果指標と参考指標

前回行動計画では、コロナ禍で市民活動が大幅に制限され、成果指標を達成することができませんでした。今回行動計画では、市民団体支援制度の活性化を目指し、申請団体数を成果指標としました。また、前回行動計画の成果指標を参考指標とし、目標値を引き継いで再スタートします。

成果指標

○市民団体支援制度の申請団体数(累計値)

前回計画期間累計 36 件

中間目標値 16件 (令和7~8年度累計)

最終目標値 40件 (令和7~11年度累計)

- ≪実施する施策≫・元気創造まちづくり事業の実施
 - ・未来へつなぐ市民活動応援事業の実施
 - 協働事業提案制度の実施

参考指標

①協働によるまちづくりが進められていると思う市民の割合

スタート値 30.3% (令和5年度) 中間目標値 40.8% (令和8年度) → 最終目標値 47.0% (令和10年度)

②自治会などの地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思う市民の割合

スタート値 57.3% (令和5年度) 中間目標値 62.6% (令和8年度) 最終目標値 70.0% (令和10年度)

③協働による社会貢献活動を実施したいと思う事業所の割合

スタート値 72.3% (令和5年度) 中間目標値 72.9% (令和8年度) **最終目標値** 75.0% (令和 10年)

(4) 進行管理

1 次評価

- 〇市民参画と協働まちづくり専門部会(意見聴取)
- 〇関係課会議(進行管理、協働の進め方の見直しを議論)

2次評価

〇栗東市市民参画等推進委員会

(各施策について客観的な評価)

会議は公開で開催、内容は栗東市ホームページで公開

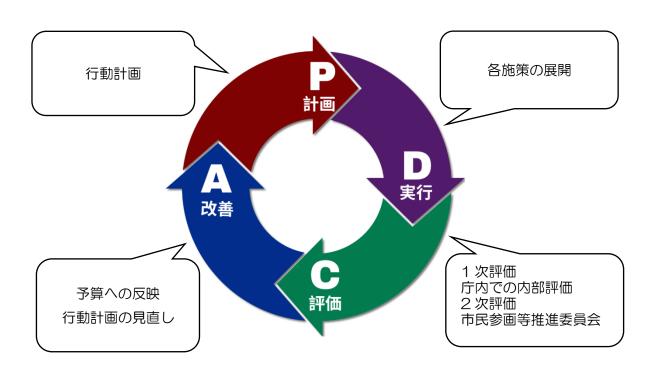
評価の 反 映

〇次年度予算への反映

○行動計画への見直し

上記の工程は毎年実施

項目/	年度	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
計画(P	'lan) •	計画策定			計画期間		
実行(Do)	(Plan)			(Do)		7
	1 次評価		評価	評価	評価	評価	評価
評価	市民 アンケート		,	アンケート 調査	,	アンケート 調査	
(check)	2次評価		評価	評価	評価	評価	評価
	2次計圖				·	,	
改善(A	ction)			→改善 —	→ 改善 —	→ 改善 —	→ 改善



(5) 今回行動計画の施策一覧

「新規」にOがついている施策は、今回行動計画における目標達成のための施策として新たに追加したものです。

担当課で現在実施されているものも含まれています。

基本目標	新規	施	頻度
	0	持続可能な自治会・地域振興協議会の活動に向けての取り組み	
	0	• 自治会及び地域振興協議会のあり方の検討	
	0	• 自治会及び地域振興協議会に関する課題の洗い出しと整理	
	0	・自治会及び地域振興協議会の活動促進、自助・共助・公助の役割の共有	
	0	• 市と自治会、地域振興協議会のつながり強化、災害時に助け合える環境づくり	
	0	• 自治会への加入促進、加入率の向上	
	0	• 自治会及び地域振興協議会活動活性化のための支援	
	0	・市や自治会へ依頼している事業等の見直し	
	0	ホームページやSNSの活用による回覧文書等の負担軽減	
		中間支援組織の育成・支援及び組織体制の充実	
		• 活動団体へのニーズ調査	
		・ボラセン、コミセン等との定期的な協議による市とのつながりの強化	
環		• 中間支援組織が多様な領域をつなぐ体制の構築	
境 づ		市民活動支援と市民提案制度の活用促進	
<		• 元気創造まちづくり事業の実施	
り		• 地域振興協議会活動支援事業補助	
		・協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度の在り方の検討	
		企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用	
		• 地域と協働する企業の育成	
		・自治会・地域振興協議会との連携強化	
		• 民間事業者との協働による事業の実施	
		• 事業者との協力連携による災害時応急復旧体制の充実	
	0	市民や事業者のシビックプライド(市に対する市民の誇り)の醸成	
	0	• 地域の魅力を外部に発信	
	0	• 市民が自らのアイデアや活動を実現できる環境の整備	
	0	• 市民参加型のイベントやプロジェクトを支援するための枠組みの構築	
	0	• イベントなどを通じて、地域の魅力を再発見し、抱えている課題の解決策を提案	
	0	自治会や地域振興協議会の活動を促進し、住み続けたいと思えるまちづくりの実施	
:		まちづくりに主体的に関わる人づくり	
		• 元気創造まちづくり事業の実施	
	***************************************	• 各種市民講座や市民大学の充実と活性	
担		・生涯学習講座を活用した学習機会のきっかけづくり	
۲) ا		自治会加入の促進	
手		• ボランティアへのポイント制度の活用促進	
づく		まちづくり活動の担い手づくり	
りり		• ボランティア観光ガイドや福祉人材の育成および活動支援	00/000000000000000000000000000000000000
		市民による国際交流の実践	
		• 地域活動のリーダー育成	
		• 市民参画と協働による市民学習会の開催	年1回
		• 元気創造まちづくり事業実施団体との連携による担い手との協働	

基本目標	新規		頻度
		協働によるまちづくりに取り組む職員の育成	
担		・協働推進にかかる市の組織内での情報共有	••••••
61		市職員の理解促進とスキルアップを図る職員研修の実施	年1回
手		ファシリテーター等の養成と意見の汲み取りスキルの向上	
づく	0	コーディネーターの役割を担える職員の配置や育成	
り	0	・元気創造まちづくり事業サポート講座の実施	年2回
	0	・ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターとの定期的な協議を実施	年2回以上
		多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信	
		・広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体の特性を活かした情報発信の充実	
情	0	・デジタルを活用した情報発信等をテーマにした市民学習会の開催	年1回
報		• 様々なイベントの機会を活用した効果的な情報発信	
の		・まちづくり通信を活用した事例紹介	年3回以上
発信		市民(市民公益活動団体)が交流できる場や機会の充実	
•	*******************************	• 元気創造まちづくり事業成果報告会の開催	年1回
共		• 市民活動サポート講座における意見交換の機会創出	年2回
有		市民(市民公益活動団体)が情報発信・共有できる機会の充実	
		・様々な方法を活用した市民公益活動団体等の活動内容の情報発信・共有	
		・市民による情報発信	
		広聴制度の充実	
市		・市民が意見を出しやすい意見聴取の方法や、共に理解を図る場の検討	
政		・市民と市の懇談会の場の充実	各学区年1回
^		・市民から提案された意見の共有、精査、計画への反映	
多		市政への市民参画機会の推進	
画		・計画や施策の策定における早い段階からの市民参画とその結果についての説明責任	
		• 審議会等への市民参画の促進	
		・パブリックコメントなどの意見募集機会の充実	
	0	市民団体への伴走支援体制の確立	
市	0	・ふるさと納税寄附金集めのノウハウ共有会の実施	年1回
の 推	0	• 市民の意見を把握、反映するためのワークショップの実施	年1回
進	0	組織横断的な支援体制の確立	
体	0	・協働によるまちづくり職員研修の実施	年1回
制	0	• 協働事業提案制度の実施	
	0	・自治会や地域振興協議会の活発な活動を支援	

^{*}各施策の取組み内容は随時見直しを行います。

7.資料編

(1) 栗東市市民参画等推進委員会活動記録

前回行動計画期間中の栗東市市民参画等推進委員会の開催状況は以下の通りです。

なお、委員会活動の詳細は栗東市ホームページで公開しています。

年度	日時	委員会	取組内容
R2年度	令和2年 7月 9日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和3年 3月 29日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
R3年度	令和3年 7月 5日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和4年 3月 25日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
R4年度	令和4年 7月 4日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和5年 3月 28日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
R5年度	令和5年 7月 4日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和5年10月		事業所アンケート実施(130社)
	令和5年12月		市民アンケート実施(618件)
	令和6年 2月		市民団体アンケート実施(43団体)
	令和6年 3月 9日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
R6年度	令和6年 8月		各課現状調査実施
	令和6年 8月 6日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和6年 9月 25日		市民団体ヒアリング実施(1団体)
	令和6年10月 19日		市民団体ヒアリング実施(3団体)
	令和6年10月 24日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告、行動計画骨子報告
	令和6年11月 26日	第3回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告、行動計画素案報告
	令和7年 2月 18日	第4回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
R7年度	令和7年 4月 1日		「栗東市市民参画と協働による まちづくり推進条例行動計画第3版」策定

(2) 栗東市市民参画等推進委員会委員名

任期 令和5年7月4日~令和7年3月31日(敬称略)

	区分	団体名・役職	ſ	氏名
委員長	学識経験者	同志社大学名誉教授	新川	達郎
副委員長	地域コミュニティ団体代表者	栗東市自治連合会	髙野	正勝
	公募による市民	市民	村田	希
	公募による市民	市民	石橋	英洋
	市民公益活動団体代表者	栗東市社会福祉協議会(地域福祉課長)	太田	忠行
	市民公益活動団体代表者	太陽グループ	池田	久代
	市民公益活動団体代表者	くりちゃん絵手紙	宮川	真由美
	市民公益活動団体代表者	認定特定非営利活動法人しが NPO センター	幡	郁枝
	地域コミュニティ団体代表者	栗東市地域振興協議会連絡会	中村	昌司
	学識経験者	まちづくりネット東近江 代表理事	西川	実佐子
	学識経験者	滋賀県立大学環境科学部准教授	平岡	俊一

(3) 市民団体へのヒアリング結果

実施日 令和6年9月25日(水) 元気創造まちづくり事業サポート講座

場所 コミュニティセンター大宝東

団体 栗太郡衙岡遺跡と周辺保存会

実施日 令和6年10月19日(土) ボランティア交流会

場所 なごやかセンター

団体 なごやかサークル おやじ塾 キャロット

質問項目 N=4

見回児日	3 N=4	
No.	質問	回答
1	「栗東市市民参画と協働によるまちづ くり推進条例」を知っているか。	はい、1 いいえ、3
2	「栗東市市民参画と協働によるまちづ くり推進条例行動計画」を知っている か。	(水)之, 4
3	「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」の令和7年度 ~令和11年度分が現在作成中である ことを知っているか。	していえ、4
4	「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」の市民への周知は十分と思うか。	(1) (1) (1) (1) (2) (4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
5	団体員における団塊の世代(1947年 ~50 年生まれ)の割合はどの程度か。	・団体の半数以上が団塊の世代。 ・団塊の世代よりも上の世代が多い。
6	団体の告知、広報等で SNS を利用しているか。	Facebook を利用 はい、1 いいえ、3
7	市民団体向け広報等における SNS の使い方講座を開催したら参加したいか。	時間が合えば参加したい はい, 1 いいえ, 3

No.	質問	回答
8	コミュニティセンターを利用したことがあるか。	ある, 2 ない, 2
9	平成 18 年に公民館からコミュニティセンターに変わって、現在まで何か変化や違いを感じたか。	公民館は市職員が運営している印象。 コミセンは学区ごとに地域の方が運営 している印象で親しみを感じる。
10	市職員の協働に対する理解・意識についてどう思うか。	・担当課以外の部署では協働に対する 活気がない。 ・コミセン職員に関しては協働の理 解・意識が高いと感じる。
1	団体運営での課題や悩み、市と協働したいことできること及び市に期待することはあるか。	・団体メンバーの高齢化・担い手不足。 ・活動場所の確保が難しい。 ・コミセンの利用料金が高い。 ・補助金制度が煩雑であり簡略化して ほしい。

≪ヒアリング結果のまとめ≫

- ・「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」の認知が低かったことから、様々な広報手段などの活用により 条例や計画の周知を図ることが課題です。
- ・市職員の協働に対する理解・意識については、コミセンの職員は協働の理解・意識は高いとの意見がある一方、自治振興課以外の部署では協働に対する活気がないとの意見があり、市職員の意識向上が課題となっています。
- ・団体運営での課題や悩みについては、引き続き「団体メンバーの高齢化」や「担い手不足」など人員に対する悩みや「補助金制度を簡略化して欲しい」と市民団体支援制度への意見がありました。

≪ヒアリング回答に対し実施する施策≫

- 協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度の在り方の検討
- 市職員の理解促進とスキルアップを図る職員研修の実施

(4) 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 (全文)

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 市民参画(第9条-第12条)

第3章 協働の推進(第13条・第14条)

第4章 栗東市市民参画等推進委員会(第15条)

第5章 雑則(第16条・第17条)

附則



美しく豊かな自然環境と貴重な歴史文化遺産に恵まれ、古来、交通の要衝として栄えてきた私たちのまち「栗東」は、先人の築き上げた誇りある歴史と文化を受け継ぎながら、 それぞれの時代にふさわしいまちづくりを進め、繁栄を続けています。

このまちに住んでよかったと思い、このまちに誇りをもって語り、生きがいのある暮ら しをすることは、私たち栗東市民みんなの願いです。

ここにこの条例を定めることにより、次代を担う子どもたちがわがまちに愛着をもてるように、私たち市民が、人と人とのつながりを大切にし、様々な人が行きかい、ふれあい、安心して暮らせるまちを、知恵を出し合い、力をあわせて自分たちで築きあげ、活力あるまちを目指し、このまちを育んでいきましょう。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、栗東市における市民参画と協働によるまちづくりを推進するための 基本的なルールや仕組みを定め、市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及 び市民同士が対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを 理解し合うことを通じて、豊かで活力に満ちた、だれもが安心して暮らせる地域社 会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによります。
- (1) 市民 次に掲げるものをいいます。
 - ア 市内に住所を有する人
 - イ 市内に通学し、又は通勤する人
 - ウ 市内において事業又は活動を行う人
 - エ 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体
- (2) 事業者 市内で事業を営む事業者及び事業所をいいます。
- (3) 市 市長その他の執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に自主的に参加することをいいます。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自 覚しながら、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動す ることをいいます。
- (6) まちづくり 心豊かにかつ快適に暮らせる生活環境及び安心して活動できる安全 な地域社会を創るための公共的な活動をいいます。

- (7) 市民公益活動 次に掲げるものを除き、自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動をいいます。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的 とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - 工 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含みます。)、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動
- (8) 市民公益活動団体 市民公益活動を行う市民団体をいいます。
- (9) 地域コミュニティ団体 自治会及び地域振興協議会のような市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。

(基本原則)

- 第3条 本市における参画及び協働は、次に掲げる基本原則に基づいて行います。
- (1) 市民は誰でも市政に参画できること。
- (2) 市民と市はお互いの立場及び特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働のまちづくりを行うこと。
- (3) 市民と市は参画及び協働の推進にあたって、それぞれが有する情報を共有すること。

(市民の権利と役割)

- 第4条 市民は、自治運営の主体であり、自治運営に参加する権利があります。
 - 2 市民は、地域社会の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動します。
 - 3 市民は、参画及び協働にあたっては、全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に 責任を持ちます。

(市の役割)

第5条 市は、市民の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民の参画 及び協働の機会の確保とともに、情報の提供に努めなければなりません。

(市民公益活動団体の役割)

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任のもとに、それぞれの市民公益活動の推進に努めます。

(地域コミュニティ団体の役割)

第7条 地域コミュニティ団体は、それぞれの地域が目指す地域社会の形成に向けて、身近な課題の解決等自主的な活動を推進し、住みよい地域づくりに努めます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、自らの責任と役割を自覚し、地域社会の一員として、社会貢献意識を 持ちながら、市民参画と協働によるまちづくりについて理解を深め、多分野にわた る専門的な資源を活かし、自発的に市民参画と協働によるまちづくりの推進に協力 するよう努めます。

第2章 市民参画

(市民参画の機会)

第9条 市は、市民参画を求めて政策を企画立案しようとする場合は、当該政策の決定前から市民参画を求めなければなりません。

(市民参画の対象)

- 第10条 市民参画の対象となる事項(以下「対象事項」といいます。)は、次に掲げると おりとします。
- (1) 本市の憲章、宣言等の策定及び変更
- (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更
- (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (4) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更のうち規則で定めるもの
- (5) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃 (市税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定に より新たな税目を起こす場合を除く。)、分担金、使用料、加入金、手数料その他 これらに類するもの及び利用料金に関するものを除く。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事項としない ことができます。
- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められているもの
- (4) 市の内部の事務処理等に関するもの

(市民参画手続)

- 第11条 市は、次に掲げる市民参画の手続(以下「市民参画手続」といいます。)のうち、対象事項にふさわしくかつ効果的な市民参画を求め、企画立案しなければなりません。
 - (1) 審議会その他の附属機関による審議
 - (2) 意向調査の実施
 - (3) ワークショップ(市民が主体性をもって研究し、及び議論することをいいます。) の開催
 - (4) 意見交換会の開催
 - (5) パブリックコメント(意思決定過程で必要な情報を公表し、市民に意見を求め、 これを考慮して意思決定することをいいます。)の実施
- 2 市は、複数の市民参画手続を実施した方がより市民の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の市民参画手続を実施するよう努めなければなりません。
- 3 市は、前条第2項の規定により市民参画手続を実施しないと決定したときは、その理由を公表しなければなりません。
- 4 市は、第1項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画手続があるときは、これを積極的に用いるよう努めます。

(市民参画の結果の公表)

第12条 市は、市民参画を求めた場合は、市民からの意見又は提案を考慮して、意思決定を行うとともに、意見に対する結果を公表します。

第3章 協働の推進

(協働の推進)

- 第13条 市は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めます。
- 2 市は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

(協働事業提案制度)

第14条 市民、地域コミュニティ団体又は市民公益活動団体は、規則で定めるところにより、市長に対して市と役割分担して行う協働によるまちづくり事業を提案することができます。

2 市長は、前項の規定により提案があったときは、必要に応じ、次条第1項に規定する 栗東市市民参画等推進委員会の意見を求め、その意見を考慮し、協働によるまちづくり 事業として取り組むか否かを決定します。

第4章 栗東市市民参画等推進委員会

(栗東市市民参画等推進委員会の設置)

- 第15条 市民参画及び協働をより推進させるとともに、時代の動きに的確に対応させる ため、栗東市市民参画等推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を置きま す。
- 2 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、委員12人以内で組織します。
- (1) 公募による市民
- (2) 市民公益活動団体の代表者
- (3) 地域コミュニティ団体の代表者
- (4) 学識経験者
- 3 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 4 推進委員会は、市の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査し、及び審議します。
- (1) この条例に基づき実施される市民参画手続等の進行管理及び評価
- (2) 市民参画及び協働を推進するために必要な施策、方策等の研究
- (3) 前条第2項の規定により意見を求められている事項
- (4) その他市が必要と認める事項
- 5 推進委員会は、審議を通じて必要があると認めるときは、市に意見を述べることができます。

第5章 雜則

(条例の見直し)

第16条 市長は、社会情勢の変化並びに市民参画及び協働の推進状況に応じて、積極的にこの条例の見直しを行います。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行します。ただし、第14条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。
- (平成21年規則第33号で平成21年9月3日から施行)

(適用除外)

- 2 この条例の施行の際、対象事業のうち、現に策定等に着手し、かつ、市民参画手続を行うことが困難と認められるものについては、第2章の規定を適用しません。
- (栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年栗 東町条例第24号)の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略

(5) 用語説明

	用語	解説
え	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの 略で、LINE などの、オンライン上で人々が つながり、情報を共有するためのプラットフ ォームのことをいいます。
き	協働	まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚しながら、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいいます。
C	コーディネーター	人々や物事を組織し、調整し、一緒に働くこ とを可能にする人物をいいます。
2	コミュニティセンター	各学区の住民自治組織が管理運営する地域の特性にあった住民主導のまちづくり拠点のことをいいます。地域住民と行政をつなぐ場として活用し、自然災害時の避難場所としての施設としても位置付けられ、略して「コミセン」と呼ばれます。
C	コロナ禍	新型コロナウイルス感染症の流行によって引き起こされる、様々な災いのことをいいます。
さ	参画	市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に自主的に参加することをいいます。
し	市	市長その他の執行機関をいいます。
U	市民	次に掲げるものをいいます。 ア 市内に住所を有する人 イ 市内に通学し、又は通勤する人 ウ 市内において事業又は活動を行う人 エ 市内において事業又は活動を行う法人そ の他の団体
U	市民公益活動	次に掲げるものを除き、自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動をいいます。 ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動 イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 エ 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含みます。)、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動

	用語	解説
し	市民公益活動団体	市民公益活動を行う市民団体をいいます。
U	シビックプライド	市に誇りを持ち、市をよくするために貢献 しようとする自負心のことをいいます。
し	事業者	市内で事業を営む事業者及び事業所をいいます。
じ	自治会	地縁と共助の精神に基づいて自主的に組織された自治組織で、社会福祉、環境美化、防犯・防災、広報など広範囲な活動を行っています。地域性、多様性、共益性、相互扶助などの特徴があります。
ち	地域コミュニティ団体	自治会及び地域振興協議会のような市民が お互いに助け合い、育み合う心豊かな生活 を送ることを目的として、自主的に結ばれ た組織をいいます。
ち	地域振興協議会	地域文化を向上させ、住みよいまちづくり を進めるために、小学校区ごとに設置され た組織です。
ち	中間支援組織	行政と地域の間に立ち、様々な活動の支援をする組織のことをいいます。組織が持つ ノウハウやネットワーク、情報などを活用 した中間支援業務を行う組織として、その 機能と役割が期待されています。
は	パブリックコメント	市民生活に広く影響を及ぼす姿勢の基本的な計画、条例等を立案する過程において、これらの素案の段階で、趣旨、内容等を公表し、その案について市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続きをいいます。
ısı	ファシリテーター	様々な活動の中で、中立的な立場から議論 を促進し、参加者の相互理解や合意形成を 支援する役割を担う人のことをいいます。 活動団体による問題解決の意思決定プロセ スを円滑に進める重要な存在と言えます。
151	プラットフォーム	サービスなどを利用する「土台」や「場所」を意味する言葉です。本計画では、市民をつなぐ「場」や「仕組み」を意味しています。
ほ	ボランティア市民活動センター	地域におけるボランティア活動や市民活動 を幅広く支援する組織のことをいいます。 略して「ボラセン」と呼ばれます。
ま	まちづくり	心豊かにかつ快適に暮らせる生活環境及び 安心して活動できる安全な地域社会を創る ための公共的な活動をいいます。



発行年月 令和7年4月1日

発 行 栗東市

編集栗東市市民部自治振興課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

☎ 077-551-0290 **届** 077-551-0432

☑ jichishinko@city.ritto.lg.jp